

## 23 啓発の概要

### (1) 第49回来議院議員総選挙・第25回最高裁判所裁判官国民審査臨時啓発事業実施要領

#### 第1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の重要性を認識し、選挙の正しいルールを守りながら、進んで投票に参加する必要がある。

このため、県と市町の選挙管理委員会が一体となり、さらに民間団体の協力を得ながら、「投票参加」と「きれいな選挙」を強力に推進する。

#### 第2 第49回来議院議員総選挙臨時啓発重点事項

コロナウィルス感染拡大防止に努めた啓発と期日前投票制度の利用促進

##### ○若い有権者に対する啓発

様々な広報媒体やSNSを活用した投票参加の呼びかけ

大学、専門学校、自動車教習所において衆議院議員選挙執行を周知

##### ○働く世代に対する啓発

経済団体等に投票参加および投票しやすい環境づくりへの協力を依頼

企業に従業員およびその関係者に対する投票参加呼びかけを依頼

#### 第3 啓発キャッチフレーズ・標語の設定

上記重点事項を推進するため、啓発キャッチフレーズ・標語を設定する。

「その権利 ムダにしないで 18才」(令和2年度18歳選挙権大賞作品)

#### 第4 事業の進め方

- ① 総務省（中央選挙管理会）および市町選挙管理委員会と緊密な連携を保ちつつ、福井県明るい選挙推進協議会、市町明るい選挙推進協議会など各種団体との協力のもと、重点かつ効果的に事業を推進する。
- ② 各報道機関との密接な協力体制を確立し、各種広報媒体等の積極的な活用を通じて、重点事項に対する県民の意識の高揚を図る。

#### 第5 実施計画

別紙のとおり。

(2) 第49回衆議院議員総選挙臨時啓発事業実施計画

公示日	10月19日(火)
投票日	10月31日(日)

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
<b>1 街頭等における啓発</b> (1) 一日選挙管理委員による啓発  (2) 若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>「一日選挙管理委員」が候補者に対して明るい選挙の実践を要望</li> <li>大学構内等にポスターを掲示 デジタルサイネージの活用</li> </ul>	10月20日(水)  10月19日(火) ～10月31日(日)	県庁、 立候補者事務所  県内大学 自動車教習所 等
<b>2 働く世代への啓発</b> (1) 各種団体等への協力依頼  (2) 企業への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内経済団体等へ投票参加および投票しやすい環境づくりを依頼</li> <li>量販店等に啓発協力を依頼 (買物レシートへの広告掲載等)</li> <li>企業に対し、ポスター掲示、HPへのバナー掲示、社員食堂等への啓発物設置を依頼</li> <li>コンビニエンスストアレジ画面広告 (ローソン、ファミリーマート)</li> </ul>	10月19日(火) ～  10月19日(火) ～10月31日(日)  〃  〃	全県下  〃  〃  〃
<b>3 報道機関等による啓発</b> (1) テレビスポット放送 ラジオスポット放送  (2) 新聞への広告掲載  (3) 県広報媒体による啓発  (4) 報道機関への啓発協力依頼  (5) 視聴者参加番組での広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポットCMを制作し、テレビ(FBC、ftb)やラジオ(FBCラジオ、FM福井等)において放送</li> <li>地元紙(福井新聞、日刊県民福井)に広告を掲載(公示日、投票日等)</li> <li>県のテレビ、ラジオなどの広報番組や県からのお知らせ等、広報誌やSNSの活用</li> <li>NHK、民放、CATVへの啓発協力依頼</li> <li>FBCおじゃまっテレ「みんなの伝言板」に出演し、投票参加を呼びかけ</li> </ul>	10月19日(火) ～10月31日(日)  公示日以降複数回  10月19日(火) ～10月31日(日)  公示日以降1回	全県下  〃  全県下  〃  〃

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
<b>4 啓発資材の配布、掲示による啓発</b> (1) 公共施設等へのポスター掲示  (2) 公共交通機関へのポスター掲示  (3) 啓発物の配布、掲示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県および市町の公共施設</li> <li>・ 私立保育園・幼稚園、大学、金融機関、J A、各種団体、コンビニ、小売店等に掲示を依頼</li> <li>・ 駅（J R、えちぜん鉄道、福井鉄道）、京福バス待合所にポスターを掲示</li> <li>・ 投票日等を記載した啓発物を大学や企業等に配布、掲示</li> <li>・ 県明るい選挙推進協議会委員が、缶バッジを着用し、投票参加を呼びかけ</li> </ul>	10月19日（火） ～10月31日（日）  〃  〃  〃	全県下  〃  〃  〃
<b>5 広報車等による啓発</b> (1) 啓発用テープ等の作成、配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各市町選挙管理委員会による巡回啓発を依頼</li> </ul>	10月19日（火） ～10月31日（日）	全県下
<b>6 電光掲示板による掲出等</b> (1) 電光ボードの活用  (2) バスロケーションによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J R福井駅西口のハピリンビジョンの活用</li> <li>・ 福井駅前西口ロータリー、駅前大通りに設置されているバスロケーションに掲示</li> </ul>	10月19日（火） ～10月31日（日）  〃	J R 福井駅  〃
<b>7 インターネット等による啓発</b> (1) YouTube、ホームページの活用  (2) SNSの活用  (3) 情報誌の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビスポットCMを県のHPやYouTubeで公開</li> <li>・ 企業のHPへの選挙のバナーの掲示および県HPへのリンクを依頼</li> <li>・ <u>Youtube、Facebook、県庁公式LINE等において選管やCEPTの活動、選挙に関する情報提供、投票の呼びかけなどを実施</u></li> <li>・ <u>福井県内で広く認知されている情報誌（Famile, URALA等）を活用して、投票の呼びかけなどを実施</u></li> </ul>	10月19日（火） ～10月31日（日）  〃  〃  〃	全県下  〃  〃  〃

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
<p>8 その他</p> <p>(1) 啓発標語 啓発ポスター 等</p> <p>(2) 庁内放送等による啓 発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度明るい選挙啓発キャッチフ レーズ・標語の活用 18歳選挙権大賞 <u>「その権利 ムダにしないで 18才」</u></li> <li>・令和2年度明るい選挙啓発ポスター 入賞作品の活用</li> <li>・庁内放送、庁舎電子掲示板を活用した 啓発の実施</li> </ul>	<p>10月19日(火) ～10月31日(日)</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>全県下</p> <p>〃</p> <p>県庁、市町庁舎</p>

※ \_\_\_\_\_は、今回、新規もしくは拡充して取組む項目

※ 各種啓発には福井県明るい選挙イメージキャラクター「めいすいサウルス（福井県のご当地めい  
すいくん、H24誕生）」を活用

## 24 福井県選挙管理委員会委員長談話

### (1) 公示日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日、衆議院議員総選挙の投票日を10月31日とする旨の公示がなされました。

今回の総選挙は、依然として厳しい社会経済情勢の中において、私達の暮らしやわが国の今後の進路を決定する上で、極めて重要な意義を持っています。

有権者の皆様におかれましては、自分達の代表者を選ぶ重要な選挙であることを十分認識され、選挙公報や政見放送をはじめ、演説会やインターネットによる選挙運動等を通じて、候補者の人柄や政見、政党の政策を見極め、自らの自由な意思と判断によって日本の将来を託するにふさわしい候補者および政党に貴重な一票を投じられるよう切望します。

また、今回の総選挙では、期日前投票所が商業施設や大学等を含め、県内51か所に設置されていますので、こうした制度を十分活用し、大切な一票を棄権することなく行使されることを期待します。

なお、候補者および選挙運動にたずさわる方々におかれましては、ルールを守ったきれいな選挙を展開され、有権者の信頼と期待に応えられるよう願います。

今回は、新型コロナウイルス感染症が終息しない中で実施される初めての衆議院議員総選挙です。各市町選挙管理委員会におかれましては、感染防止対策を徹底しつつ、選挙の管理執行に遺漏のないよう万全の体制で臨んでいただくとともに、明るい選挙の推進と投票参加への呼びかけにも御尽力をいただきますようお願いいたします。

最高裁判所裁判官国民審査につきましても、本日、投票日を10月31日とする旨の告示がなされましたが、各市町選挙管理委員会におかれましては、有権者に対し制度内容を十分周知徹底されるとともに、適切な管理執行をお願いします。

令和3年10月19日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨

### (2) 投票日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日は、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

今回の選挙は、依然として厳しい社会経済情勢の変化の中において、私達の暮らしや今後の国政のあり方を方向づける上で極めて重要な意義を持っています。

福井県選挙管理委員会は、この選挙の意義を深く認識し、県民の明るい選挙推進協議会や市町と一体となって、「その権利ムダにしないで18才」をキャッチフレーズに、投票率向上ときれいな選挙の推進を目指して各種啓発活動を実施してきました。

特に、今回の選挙は、新型コロナウイルス感染症が終息しない中で実施される初めての衆議院議員総選挙となることから、投票所の混雑を避けるために期日前投票制度のさらなる利用を促進するとともに、SNSや動画サイトを活用するなど、若い有権者に重点を置いた啓発活動を行い、積極的に投票参加を呼びかけました。

また、総選挙と合わせて行われる国民審査は、最高裁判所裁判官を罷免するかどうかを直接に決める誠に重要な意味を有するものです。

有権者の皆様におかれましては、選挙の大切さを十分認識されて、一人でも多くの方に投票に参加していただくとともに、良識に従い、自らの自由な意思と判断によって私たちの将来を託すにふさわしい候補者および政党等に、あなたの大切な一票を投じられるよう心から期待します。

なお、衆議院議員総選挙は小選挙区比例代表並立制であり、小選挙区選出議員選挙の投票と比例代表選出議員選挙の投票の二つがありますので、有権者の皆様には貴重な一票が無効にならないよう御注意ください。

最後に、本日の投票事務に従事される各市町選挙管理委員会の皆様におかれましては、厳正かつ公平を旨として、細心の注意を払ってその管理執行に当たられるようお願いいたします。

令和3年10月31日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨

## 25 表 彰

### 総務大臣表彰

#### (1) 選挙管理委員会委員の部

福井県選挙管理委員会	委員長	かな 金	い 井	とおる 亨
おおい町選挙管理委員会	委員長	なが 永	い 井	しん いち 真 一

#### (2) 民間団体・個人の部

福井県明るい選挙推進協議会	委 員	ふじ 藤	い 井	けい こ 桂 子
あわら市明るい選挙推進協議会	会 長	あさ 朝	くら 倉	くに お 邦 男

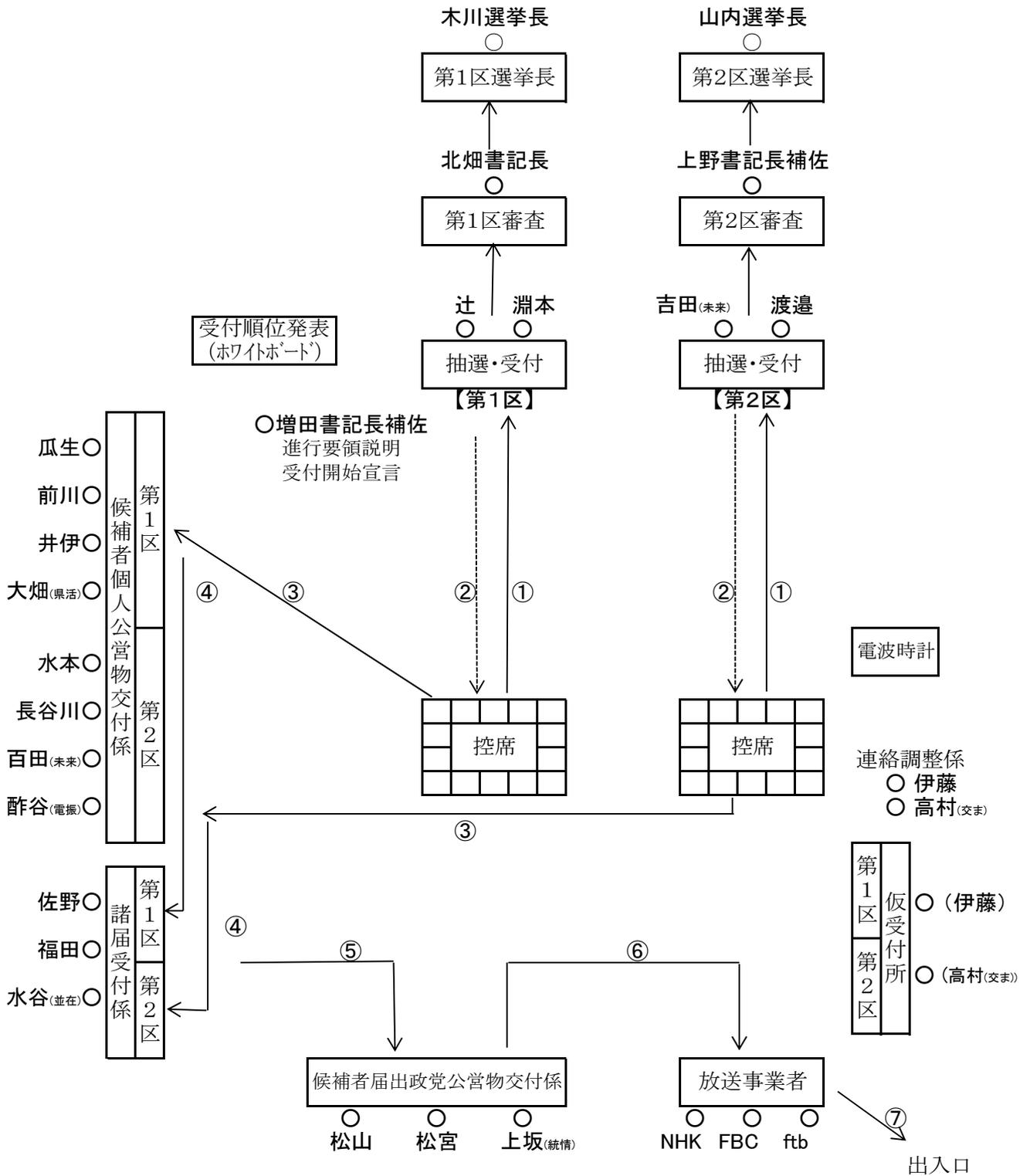
## 26 立候補届出受付事務分担および配置図

係名	分掌事務	担当者
総括	1 立候補届出受付審査事務の総括に関する事務	北畑書記長
仮受付係	1 仮受付所における仮受付 2 選挙区別控え席への誘導 3 黒板の受付順位発表用紙に立候補予定者の氏名を記入	伊藤、高村
抽選・受付係	1 抽選棒による受付順位の決定 2 立候補届出受付時刻の確認 3 届出書・添付書類の確認	淵本、辻 渡邊、吉田
審査係	1 立候補届出受付順位決定のくじの進行 2 届出書類の内容の審査 3 立候補届出の受理・不受理の決定	北畑書記長 増田書記長補佐 上野書記長補佐
候補者個人 公営物交付係	1 公営物・諸証明書への立候補届出受理番号の記入 2 公営物・諸証明書の交付 3 受領書の徴収	瓜生、前川 井伊、大畑 水本、長谷川 百田、酢谷
諸届出受付係	1 選挙事務所設置届、選挙公営関係諸届出等の受理 2 選挙運動用ビラ証紙の交付（候補者用） 3 公営関係書類の交付	佐野、福田 水谷
候補者届出 政党公営物 交付係	1 政党の公営物・諸証明書への届出受理番号の記入 2 選挙運動用ビラ証紙・ポスター証紙の交付（候補者届出 政党用） 3 公営物・諸証明書の交付 4 受領書の徴収	松山、松宮 上坂
連絡調整係	1 立候補届出受付会場における事務連絡 2 総務省、市町、報道機関等の対応その他の連絡業務	増田書記長補佐 伊藤、高村

衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補届出受付場所の配置図

令和3年10月19日(火)8:30～ 県庁6階大会議室

絵画 (市町課側)



(市町協働課内)  
柿木、小林、藪  
高木(オンライン報告)

## 27 投・開票速報事務について

### (1) 投・開票速報要領

#### ◎ F A X で報告する事項

#### 1 報告事項等

第49回衆議院議員総選挙および第25回最高裁判所裁判官国民審査の投開票日当日における市町選挙管理委員会（以下「市町」という。）から県選挙管理委員会（以下「県」という。）へのFAXによる報告事項は、次のとおりである。

区 分	報告時間	様式
投票当日の有権者数	午前8:30までに	様式1

区 分	小選挙区選挙		比例代表選挙		国民審査	
	報告時間	様式	報告時間	様式	報告時間	様式
投票状況 (中間投票率)	午前9:20から 1時間ごとに	様式2	—	—	—	—
投票結果	午後9:30までに	様式3	午後9:30までに	様式3	午後9:30までに	様式3
開票中間速報	午後9:20から 30(20)分ごとに	様式4	11月1日の午前 00:20から1時間 ごと(毎時20分) に〔未確定市町〕	様式5	—	—
開票結果	確定次第	様式6	確定次第	様式7	確定次第	様式8

(注) 期日前投票者数の報告については、別途通知するところにより行うこと。

#### 2 投票当日の有権者数に関する報告(様式1)

10月31日(日)午前8時30分までに、様式1により、指定されたFAX番号に報告すること。

(様式1)



### 第〇区—〇〇 市町名

#### 投票当日の有権者数報告用紙

	送信時刻	時	分	送信者	受信者	検印
	男	人		女	人	
国内						計
在外						
合計						

- (注) 1 10月31日の午前8時30分までにFAXで報告すること。  
 2 当日有権者数は、投票結果報告の数と一致しなければならないものであり、後で訂正することがないよう正確に記入すること。  
 3 期日前投票を行った者のうち、選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。  
 4 この用紙により報告した後、死亡等が判明し変動した場合は、午後9時30分までに報告することとしている投票結果速報の当日有権者数に正確に反映すること。

### 3 投票状況（中間投票率）に関する報告（様式2）

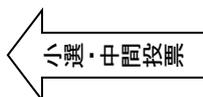
- (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区選出議員選挙」という。）のみを報告するものとし、次の中間投票率速報計画に記載の報告時刻までに、様式2により、指定されたFAX番号に報告すること。

中間投票率速報計画

回数	現在時刻	市町から県へ報告する時刻	発表時刻
1	午前 9時00分	午前 9時20分	午前 9時40分
2	10時00分	10時20分	10時40分
3	11時00分	11時20分	11時40分
4	午後 1時00分	午後 1時20分	午後 1時40分
5	2時00分	2時20分	2時40分
6	3時00分	3時20分	3時40分
7	4時00分	4時20分	4時40分
8	5時00分	5時20分	5時40分
9	6時00分	6時20分	6時40分
10	(推計) 8時00分	7時30分	7時50分

- (2) 各市町は、標準的な投票区を選定し、報告すること。  
 (3) 第10報については、午後7時現在で午後8時時点の投票率を推計し、報告すること。  
 (4) 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報（午後8時推計）で算入すること。また、第10報では、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数を併せて報告すること。  
 (5) 在外投票者数は含めないこと。  
 (6) 県の発表は、前回（H29.10.22）および前々回（H26.12.14）の投票率と比較して行う。

（様式2-1）〔第1報～第9報〕



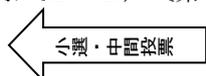
## 第〇区—〇〇 市町名

衆議院小選挙区選出議員選挙 中間投票率速報〔第 報〕

時00分現在		送信時刻		時	分	送信者	受信者	検印
当日の有権者数（国内）			投票者数（国内）			投票率（%）		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
人	人	人	人	人	人	%	%	%

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。  
 2 中間投票率速報は、全17市町が小選挙区選出議員選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。  
 3 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報（午後8時推計）で算入することとし、今回の報告では算入しないこと。  
 4 在外投票者数は含めないこと。

(様式2-2) [第10報]



# 第〇区-〇〇 市町名

衆議院小選挙区選出議員選挙 中間投票率速報 [第10報]

午後8時00分現在			送信時刻			時	分	送 信 者				受 信 者				検 印	
当日の有権者数 (国内)			投票者数 (国内) (A)						投票率 (%)								
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
うち期日前投票者数 (B)																	
うち不在者投票者数 (C)																	
当日投票者数 (D)=(A)-(B)-(C)																	

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。  
 2 中間投票率速報は、全17市町が小選挙区選出議員選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。  
 3 期日前投票および不在者投票の投票者数を算入し、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数を併せて報告すること。  
 4 在外投票者数は含めないこと。

## 4 投票結果に関する報告 (様式3)

- (1) 10月31日(日)午後9時30分までに、様式3により、指定されたFAX番号に報告すること。(報告は、5の開票中間速報の第1報と重ならないよう注意し、集計が終わり次第速やかに報告すること。)  
 (2) 小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選出議員選挙」という。)および最高裁判所裁判官国民審査それぞれについて記載すること。  
 (3) 小選挙区選出議員選挙および比例代表選出議員選挙は、国内、在外および合計(国内+在外)の区分について、全て報告すること。  
 (4) 投票結果に関する報告を迅速かつ正確に行えるよう、あらかじめ各投票管理者(事務責任者)と協議しておくこと。

(様式3)



# 第〇区-〇〇 市町名

投票結果速報用紙

		送信時刻			時	分	送 信 者				受 信 者				検 印
選挙名		当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率 (%)				
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
小選挙区	国内	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%		
	在外														
	合計(国内+外)														
比例代表	国内														
	在外														
	合計(国内+外)														
国民審査															

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。  
 2 投票結果は、10月31日(日)の午後9時30分までに、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査について、それぞれ記入し、FAXで報告すること。

## 5 開票速報計画

### (1) 小選挙区選出議員選挙

ア 小選挙区選出議員選挙の開票速報計画は、次のとおりである。

### 開 票 速 報 計 画

回数	県へ報告する基本時刻 (具体的な時間はp10を参照)	県の発表時刻
1	午後 9時20分	午後 9時30分
2	9時50分	10時00分
3	10時20分	10時30分
4	10時40分	10時50分
5	11時00分	11時10分
6	11時20分	11時30分
7	11時40分	11時50分
8	午前 0時00分	午前 0時10分
9	0時20分	0時30分
10	0時40分	0時50分
11	1時00分	1時10分
12	1時20分	1時30分
13	1時40分	1時50分
14	2時00分	2時10分
15	2時20分	2時30分

(注) 数分後に開票が確定する見込みである場合でも、上記時刻には必ずそれまでの分につき中間速報を行うこと。

イ p10の開票中間速報時刻一覧表に記載された各市町の報告時刻までに、様式4により、指定されたFAX番号に報告すること。

ウ 上記アの表中「基本時刻」の都度、県で集計を行うので報告時刻を厳守すること。

(様式4)


**第〇区—〇〇 市町名**

衆議院小選挙区選出議員選挙 開票中間速報用紙

第	報	午後	時	分	送信	送		受		検	
		前				信		信		印	
A		B								計	
										(開票率 %)	

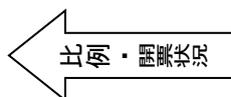
(注) 開票率は、第1報から  $\frac{\text{開票数}}{\text{投票者数}}$  で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報すること。

(2) 比例代表選出議員選挙

比例代表選出議員選挙の開票状況速報は、11月1日(月)0時10分現在で確定していない市町のみが、様式5により、午前0時20分までに指定されたFAX番号に報告すること。(ただし、0時20分までに開票結果を様式7により県に報告し、待機解除の連絡を受けた市町を除く。)

以降、毎時10分現在で確定していない市町のみが、毎時20分までにFAXにより報告すること。

(様式5)


**第〇区—〇〇 市町名**

衆議院比例代表選出議員選挙 開票状況速報用紙

午前	時	分	送信	送		受		検	
				信		信		印	
名簿届出政党等別得票数									
A	B		C			D		E	
F	G		H			I		計	
								(開票率 %)	

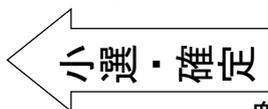
(注) 1 開票率は、 $\frac{\text{開票数}}{\text{投票者数}}$  で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報すること。

2 午前0時10分現在で確定していない市町のみが、午前0時20分までにFAXすること。以後、毎時10分現在で確定していない市町のみが、毎時20分までにFAXすること。

## 6 開票結果に関する報告（様式6、7、8）

開票が確定したときは直ちに、小選挙区選出議員選挙にあつては様式6、比例代表選出議員選挙については様式7、最高裁判所裁判官国民審査にあつては様式8により、指定されたFAX番号に報告すること。

### (1) 小選挙区選出議員選挙（様式6）



第〇区—〇〇 市町名

衆議院小選挙区選出議員選挙 候補者別得票数（確定）

後 午 前	時	分	送信	確定 時刻	後 午 前	時	分	送 信 者		受 信 者		検 印
候補者別得票数												得票総数 (A)
A				B								
法第68条の2第4項の規定によりあん分の際切り捨てた票数 (B)												投票者総数 (F) + (G)
いずれの候補者にも属しない票数 (C)												
有効投票数 (A) + (B) + (C) (D)												
無効投票数 (E)												
投票総数 (D) + (E) (F)												
持ち帰りその他 (G)												

- (注) 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および小選挙区選挙が確定した旨を連絡すること。  
2 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は、関係候補者間におけるあん分計算に誤りがないかどうかをあん分計算表により確認した後に行うこと。  
3 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

### (2) 比例代表選出議員選挙（様式7）



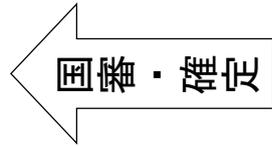
第〇区—〇〇 市町名

衆議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等別得票数（確定）

後 午 前	時	分	送信	確定 時刻	後 午 前	時	分	送 信 者		受 信 者		検 印		
名簿届出政党等別得票数														
A党			B党			C党			D党			E党		
F党			G党			H党			I党					
得票総数 (A)												投票者総数 (F) + (G)		
法第68条の2第4項の規定によりあん分の際切り捨てた票数 (B)														
いずれの衆議院名簿届出政党等にも属しない票数 (C)														
有効投票数 (A) + (B) + (C) (D)														
無効投票数 (E)														
投票総数 (D) + (E) (F)														
持ち帰りその他 (G)														

- (注) 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および比例代表選挙が確定した旨を連絡すること。  
2 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は関係政党等間におけるあん分計算に誤りがないかどうかをあん分計算表により確認した後に行うこと。  
3 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

(3) 最高裁判所裁判官国民審査 (様式8)



第〇区一〇〇 市町名

最高裁判所裁判官国民審査 開票結果 (確定)

後 午 前		時 分		送 信 者		受 信 者		検 印	
裁判官氏名	罷免を可とする投票 (A)	罷免を可としない投票 (B)	記載無効 (C)	有効投票数 (A)+(B)+(C) (D)	裁判官氏名	罷免を可とする投票 (A)	罷免を可としない投票 (B)	記載無効 (C)	有効投票数 (A)+(B)+(C) (D)
A					G				
B					H				
C					I				
D					J				
E					K				
F									
無効投票数 (E)		投票総数 (D)+(E) (F)		持ち帰りその他 (G)		投票者総数 (F)+(G) (H)		無効投票率 (E)/(F)	

- (注) 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当者職員名および国民審査が確定した旨を連絡すること。  
 2 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

7 その他

- (1) 開票中間速報時刻一覧表 (p10) に基づき、正確に報告すること。  
 ア 報告時刻は4分ずつずらしてあるが、他市町の報告に支障を来さないようFAXの時間を厳守すること。  
 イ 速報計画は、第15報(午前2時20分)までとしているが、確定がこれ以降になる場合は、引き続き20分刻みで速報すること。
- (2) あらかじめ速報担当職員を指定しておき、速報が遅れないようにすること。  
 (3) 県への報告は、専用電話、専用FAXで行うこと。  
 (4) 小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票結果速報 (投票結果) については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。  
 (5) 小選挙区選出議員選挙の候補者別得票数の中間速報 (小選・開票中間) および比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等別得票数の開票状況速報 (比例・開票状況) については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。  
 (6) 小選挙区選出議員選挙における候補者別得票数の確定報告 (小選・確定) については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。  
 なお、県の点検終了の連絡があるまでは、問い合わせ等に速やかに対応できる体制を維持すること。また、市町が公表した内容に訂正すべき点があった場合は、各市町においてその内容を直ちに公表すること。  
 (7) 比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等別得票数の確定報告 (比例・確定) および最高裁判所裁判官国民審査の罷免を可とする投票数、罷免を可としない投票数等の確定報告 (国審・確定) については、県から公表してよい旨の連絡を受けた後、その速報の内容を発表することは差し支えないこと。  
 (8) 市町から報道機関に発表する場合は、県に報告した様式で行うことが望ましいこと。

◎文書で報告する事項

1 小選挙区選出議員選挙に係る開票結果報告書（様式9）

小選挙区選出議員選挙の開票結果報告は、次の様式9により、別に指定する日時に  
関係書類を添付の上、持参すること。

（様式9）

		第 号 令和 年 月 日	
衆議院小選挙区選出議員選挙 福井県第 区選挙区選挙長		様	
福井県 市（町）開票管理者			
<b>開票結果報告書</b>			
令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第 区選挙区）の 開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。			
投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票
有効投票 総数	票	全候補者の 得票総数	票
いずれの候 補者にも属 しない有効 投票数	票	無効投票数	票
候補者別得票数			
候補者の氏名	得票数		
	票		
	票		
	票		
	票		
	票		
	票		
得票総数	票		

（注）開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

## 2 比例代表選出議員選挙に係る開票結果報告書（様式10）

比例代表選出議員選挙の開票結果報告は、様式10により、別に指定する日時に関係書類を添付の上、持参すること。

（様式10）

第 号 令和 年 月 日					
衆議院比例代表選出議員選挙 福井県選挙分会長			様		
福井県 市（町）開票管理者					
<b>開票結果報告書</b>					
令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。					
記					
投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A-B)	票
有効投票数 総数	票	全衆議院名簿 届出政党等の 得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票数	票
いずれの衆議院 名簿届出政党等 にも属しない 有効投票数	票	無効投票数	票		
衆議院名簿届出政党等別得票数（別紙開票録写しのとおり）					

（注） 開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

3 最高裁判所裁判官国民審査に係る開票結果報告書（様式11）

最高裁判所裁判官国民審査の開票結果報告は、様式11により、別に指定する日時  
に關係書類を添付の上、持参すること。

（様式11）

第 号 令和 年 月 日																																																							
<p>最高裁判所裁判官国民審査 福井県審査分会長</p> <p style="text-align: center; margin-left: 300px;">様</p> <p style="text-align: center; margin-left: 150px;">福井県 市（町）開票管理者</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-left: 100px;">開票結果報告書</p> <p style="margin-left: 50px;">令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における開票の結果は、次のとおりであるから開票録の写しを添えて報告する。</p>																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">投票者総数 (A)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人</td> <td style="width: 25%;">投票総数 (B)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">票</td> <td style="width: 20%;">差引過不足 (A - B)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">票</td> </tr> <tr> <td>有効投票 総数</td> <td style="text-align: center;">票</td> <td>無効投票 総数</td> <td style="text-align: center;">票</td> <td>無効投票率</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table>	投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A - B)	票	有効投票 総数	票	無効投票 総数	票	無効投票率	%																																											
投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A - B)	票																																																		
有効投票 総数	票	無効投票 総数	票	無効投票率	%																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">裁判官氏名</th> <th style="width: 15%;">罷免を可とする 投票数</th> <th style="width: 15%;">罷免を可としない 投票数</th> <th style="width: 15%;">記載無効の 投票数</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	裁判官氏名	罷免を可とする 投票数	罷免を可としない 投票数	記載無効の 投票数	備考																																														計				
裁判官氏名	罷免を可とする 投票数	罷免を可としない 投票数	記載無効の 投票数	備考																																																			
計																																																							

（注）開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

## 8 開票中間速報時刻一覧表

区分 市町名	開票 開始 時刻	1報	2報	3報	4報	5報	6報	7報	8報	9報	10報	11報	12報	13報	14報	15報
		9:20	9:50	10:20	10:40	11:00	11:20	11:40	0:00	0:20	0:40	1:00	1:20	1:40	2:00	2:20
県 発 表		9:30	10:00	10:30	10:50	11:10	11:30	11:50	0:10	0:30	0:50	1:10	1:30	1:50	2:10	2:30
福 井 県 第 1 区 選 挙 区																
福 井 市	9 : 15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
大 野 市	9 : 15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
勝 山 市	9 : 00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
あ わ ら 市	9 : 00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
坂 井 市	9 : 15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
永 平 寺 町	9 : 00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
福 井 県 第 2 区 選 挙 区																
敦 賀 市	9 : 00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
小 浜 市	9 : 00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
鯖 江 市	9 : 00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
越 前 市	9 : 15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
池 田 町	9 : 00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
南 越 前 町	9 : 00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
越 前 町	9 : 00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
美 浜 町	9 : 00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
高 浜 町	9 : 00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
お お い 町	9 : 00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
若 狭 町	9 : 15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17

(注) 報告時刻は厳守すること。

(参考) 市町別開票開始時刻一覧

市町名	開票開始時刻	市町名	開票開始時刻
福井県第1区選挙区		福井県第2区選挙区	
福井市	午後9時15分	敦賀市	午後9時00分
大野市	〃 〃	小浜市	〃 〃
勝山市	〃 9時00分	鯖江市	〃 〃
あわら市	〃 〃	越前市	〃 9時15分
坂井市	〃 9時15分	池田町	〃 9時00分
永平寺町	〃 9時00分	南越前町	〃 〃
		越前町	〃 〃
		美浜町	〃 〃
		高浜町	〃 〃
		おおい町	〃 〃
		若狭町	〃 9時15分

9時00分開票

9時15分開票

5市7町

4市1町

## (2) 投 ・ 開票速報実施要領

○…FAX △…ペーパー ●…オンライン ◎…メール

※報道機関あてメールは広報課対応

### 1 速報の内容

項 目	速 報 内 容	市町選管		県選管					備 考
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	総務省	HPアップ時刻	
1 当日有権者数	当日有権者数に関する報告	8:30	○	9:40	◎△			9:50	全市町から報告
2 投票状況									
①期日前投票	期日前投票者数に関する報告（小選挙区のみ）	9:00	◎or○	11:00	◎△	12:00	◎	11:10	全市町から報告
②中間投票率	中間投票状況に関する報告（小選挙区のみ）								
	第1報	9:20	○	9:40	◎△			9:50	全市町から毎時00分現在を報告（12:00現在の報告は不要）  第10報の報道発表は、期日前・不在者投票を含むが、総務省への報告は、期日前・不在者投票を含まない。
	第2報	10:20	○	10:40	◎△	11:00	●	10:50	
	第3報	11:20	○	11:40	◎△	12:00	●	11:50	
	第4報	13:20	○	13:40	◎△			13:50	
	第5報	14:20	○	14:40	◎△	15:00	●	14:50	
	第6報	15:20	○	15:40	◎△			15:50	
	第7報	16:20	○	16:40	◎△	17:00	●	16:50	
	第8報	17:20	○	17:40	◎△			17:50	
	第9報	18:20	○	18:40	◎△	19:00	●	18:50	
	第10報	19:30	○	19:50	◎△	20:30	●	20:00	
		(19:00現在で20:00推計)		(19:30現在)				(20:00推計)	
③投票結果	投票結果に関する報告（小選挙区、比例代表、国民審査）	21:30	○	22:00 23:00	◎△ ◎△	確定後	◎●	22:10 23:10	全市町から報告 確定次第、総務省に報告 (小選挙区別の投票結果のみメールで総務省に報告)
開 票 中 間	①小選挙区								
	候補者別得票数								
	第1回	21:20	○	21:30	◎△			21:40	21:20から22:20までは30分ごと、22:20からは20分ごとに市町から報告
	第2回	21:50	○	22:00	◎△			22:10	
	第3回	22:20	○	22:30	◎△			22:40	
	第4回	22:40	○	22:50	◎△			23:00	
	第5回	23:00	○	23:10	◎△			23:20	
	第6回	23:20	○	23:30	◎△			23:40	
	第7回	23:40	○	23:50	◎△			0:00	
	第8回	0:00	○	0:10	◎△			0:20	
	第9回	0:20	○	0:30	◎△			0:40	
第10回	0:40	○	0:50	◎△			1:00		
	～	～	～	～	～			～	

○…FAX △…ペーパー ●…オンライン ◎…メール

項目	速報内容	市町選管		県選管					備考
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	総務省	HPアップ時刻	
開票中間	②比例代表 市町別政党等別得票数  第1回 第2回 第3回 第4回 ～ 未確定市町の開票状況 第1回 第2回 ～	随時	(○)	22:00	◎△	21:55	●	22:10	確定した市町の開票結果を集計     毎時10分現在で確定していない市町は0:20までに報告 以後、1時間ごとに報告→確定個票の「落とし」
		随時	(○)	23:00	◎△	22:55	●	23:10	
		随時	(○)	0:00	◎△	23:55	●	0:10	
		随時	(○)	1:00	◎△	0:55	●	1:10	
		～	～	～	～	～	～	～	
		0:20	○	0:30	◎△				
		1:20	○	1:30	◎△				
開票結果	①小選挙区 選挙区別市町別候補者別得票数 (政党別得票数、法定得票数、供託物没収点を含む) 市町の確定個票	随時	○	随時	◎△	選挙区確定後	◎●	選挙区確定10分後	各選挙区内市町確定後に、報道発表および総務省に報告  確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」
		随時	○	随時	◎△	全市町確定後	●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告  確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」
		随時	○	随時	◎△	全市町確定後	◎●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告  確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」
開票結果	②比例代表 市町別政党等別得票数  市町の確定個票	随時	○	随時	◎△	全市町確定後	●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告  確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」
		随時	○	随時	◎△	全市町確定後	●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告  確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」
		随時	○	随時	◎△	全市町確定後	◎●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告  確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」
開票結果	③国民審査 市町別罷免を可とする投票数等  市町の確定個票	随時	○	随時	◎△	全市町確定後	◎●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告  確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」
		随時	○	随時	◎△	全市町確定後	◎●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告  確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」
		随時	○	随時	◎△	全市町確定後	◎●	全市町確定10分後	17市町確定後に、報道発表および総務省に報告  確定した市町から順次報告→確定個票の「落とし」

(注)

- 1 選管専任書記は7:00までに、福田書記（HP担当）、高木書記（オンライン担当）、佐野書記（報道機関提供担当）は9:00までに、その他の職員は20:00までに市町協働課に集合（20:20までに6階大会議室入室）すること。
- 2 服装は、通常の勤務と同じ服装であること。
- 3 県庁地下駐車場および県庁構内への駐車はできないこと。
- 4 電卓、ホッチキス、黄色マーカー（チェック用）、付箋、鉛筆、ボールペン、定規等の消耗品は各自で用意すること。

## 2 各班事務分担表

報道機関に対するすべての情報提供は、紙およびメール（OneDrive 内のエクセルデータ）の提供により行う。

分担事務		担当者	事務内容																																												
1	投票当日の有権者数の受信、集計	増田、淵本、渡邊、辻、福田（HP） 佐野（報道機関提供）	①全市町から 8:30 までに報告（FAX） ②9:40 発表																																												
2	期日前投票者数の受信、集計、発表および報告（小選挙区のみ）	増田、淵本、渡邊（メール）、辻、福田（HP）、佐野（報道機関提供）	① 全市町から 9:00 までに報告（FAX またはメール） ②11:00 発表 ③12:00 総務省へ報告（メール）																																												
3	中間投票率の受信、集計、発表および報告（小選挙区のみ）	増田、淵本、渡邊、辻、福田（HP）、高木（オンライン）、佐野（報道機関提供）	全市町から次の時刻に受信（FAX）、発表、総務省へ報告 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">（受信）</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">（発表）</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">（総務省報告）</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>9:00 現在 → 9:20 → 9:40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>10:00 現在 → 10:20 → 10:40 → 11:00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>11:00 現在 → 11:20 → 11:40 → 12:00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>13:00 現在 → 13:20 → 13:40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>14:00 現在 → 14:20 → 14:40 → 15:00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>15:00 現在 → 15:20 → 15:40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>16:00 現在 → 16:20 → 16:40 → 17:00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>17:00 現在 → 17:20 → 17:40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>18:00 現在 → 18:20 → 18:40 → 19:00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>20:00 現在 → 19:30 → 19:50 → 20:30</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(19:30 現在)</p> <p>※19:00 現在で 20:00 時点を推計して報告</p>		（受信）	（発表）	（総務省報告）	①	9:00 現在 → 9:20 → 9:40			②	10:00 現在 → 10:20 → 10:40 → 11:00			③	11:00 現在 → 11:20 → 11:40 → 12:00			④	13:00 現在 → 13:20 → 13:40			⑤	14:00 現在 → 14:20 → 14:40 → 15:00			⑥	15:00 現在 → 15:20 → 15:40			⑦	16:00 現在 → 16:20 → 16:40 → 17:00			⑧	17:00 現在 → 17:20 → 17:40			⑨	18:00 現在 → 18:20 → 18:40 → 19:00			⑩	20:00 現在 → 19:30 → 19:50 → 20:30		
	（受信）	（発表）	（総務省報告）																																												
①	9:00 現在 → 9:20 → 9:40																																														
②	10:00 現在 → 10:20 → 10:40 → 11:00																																														
③	11:00 現在 → 11:20 → 11:40 → 12:00																																														
④	13:00 現在 → 13:20 → 13:40																																														
⑤	14:00 現在 → 14:20 → 14:40 → 15:00																																														
⑥	15:00 現在 → 15:20 → 15:40																																														
⑦	16:00 現在 → 16:20 → 16:40 → 17:00																																														
⑧	17:00 現在 → 17:20 → 17:40																																														
⑨	18:00 現在 → 18:20 → 18:40 → 19:00																																														
⑩	20:00 現在 → 19:30 → 19:50 → 20:30																																														

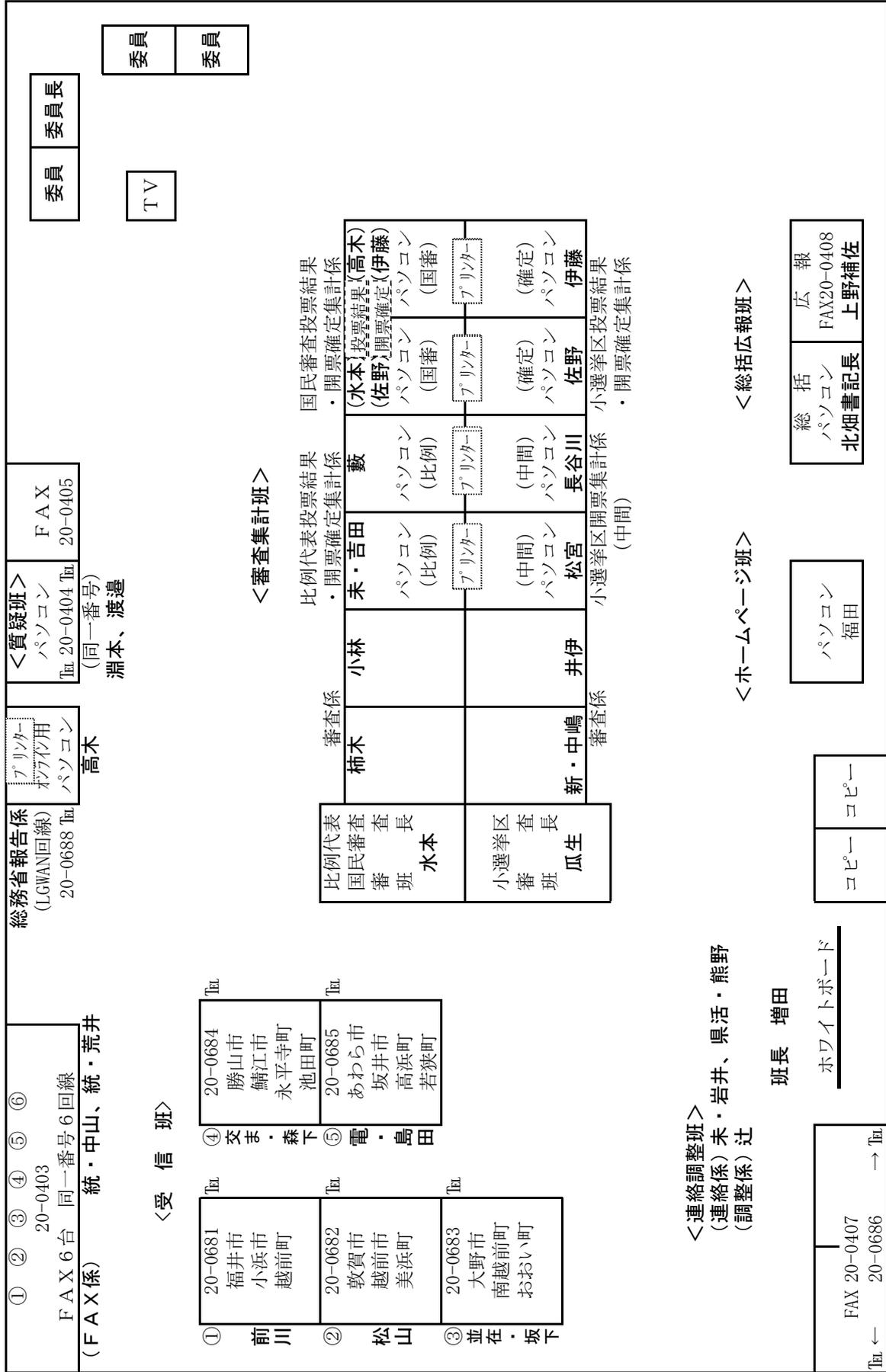
4	受信班	<p>①前川 福井市、小浜市、越前町</p> <p>②松山 敦賀市、越前市、美浜町</p> <p>③坂下（並在） 大野市、南越前町、おおい町</p> <p>④森下（交ま） 勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町</p> <p>⑤島田（電振） あわら市、坂井市、高浜町、若狭町</p>	<p>次の報告の受信（FAX）、記載内容の確認</p> <p>①投票結果（21:30 までに）</p> <p>②小選挙区開票中間（21:13～）</p> <p>③比例代表開票状況（未確定市町） （00:20～（1時間ごと））</p> <p>④開票結果（小選・比例・国審）</p> <p>※投票結果および小選挙区開票中間が指定した時間までに未着の場合、直ちに送付するよう連絡する。</p> <p>※比例代表および国民審査の開票結果については、指示があるまで待機するよう連絡し、連絡調整班長（増田）の指示に従い、各市町に開票結果発表の許可（国民審査については、併せて待機解除）の連絡をする。</p>
5	連絡調整班	<p>班長：増田</p>	
	(1) F A X 係	<p>中山（統情） 荒井（統情）</p>	<p>①会場内の総合連絡</p> <p>②速報用紙の回送、コピー</p> <p>③速報に異常がある場合の対応</p> <p>④開票確定報告の最終チェック</p>
	(2) 連絡係	<p>岩井（未来） 熊野（県活）</p>	
	(3) 調整係	<p>辻</p>	
6	<p>審査・集計班</p> <p>(1) 小選挙区投票結果・開票確定集計係</p>	<p>比例代表国民審査班長：水本 小選挙区審査班長：瓜生</p> <p>佐野、伊藤</p>	<p>※水本は開始時、国民審査投票結果集計係を担当</p> <p>(1) 投票結果</p> <p>①全市町から 21:30 までに報告</p> <p>②22:00 発表（速報）</p> <p>③23:00 発表（確定） → 総務省報告</p> <p>(2) 開票結果</p> <p>①各市町からの報告に基づき入力</p> <p>②発表用の帳票を出力し、審査係へ回付</p> <p>※選挙区内の全市町の結果を入力後に帳票出力</p> <p>（発表事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙区別市町別候補者別得票数</li> <li>・法定得票数および没収点</li> <li>・政党別得票数</li> </ul> <p>③報道機関提供用データおよびホームページ用データを OneDrive に保存し、総括広報班とホームページ班に保存した旨を報告</p>

	(2) 小選挙区開票集計係(中間)	松宮、長谷川	①開票速報要領に基づき、各市町から報告 ②各市町からの報告に基づき入力 ③発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ※各市町からの報告時刻は、要領 p 1 0 参照 ※県の発表時刻は、要領 p 4 参照 ④報道機関提供用データおよびホームページ用データを OneDrive に保存し、総括広報班とホームページ班に保存した旨を報告
	(3) 比例代表投票結果・開票確定集計係	吉田 (未来)、藪	(1) 投票結果 ①全市町から 21:30 までに報告 ②22:00 発表 (速報) ③23:00 発表 (確定) → 総務省へ報告 (2) 開票中間 (確定) ①開票速報要領に基づき、各市町から報告 ②各市町からの報告に基づき入力 ③発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ※県の発表時刻は、22:00 から 1 時間ごと (毎時 00 分) ④報道機関提供用データおよびホームページ用データを OneDrive に保存し、総括広報班とホームページ班に保存した旨を報告
	(4) 国民審査投票結果・開票確定集計係	国審・投票結果 水本、高木 国審・開票確定 佐野、伊藤 ※水本、高木は、国民審査投票結果の集計 (入力) が終了後、それぞれ比例代表・国民審査審査係、総務省報告係の業務を行う。 ※佐野、伊藤は、小選挙区開票確定集計作業が終了後、国民審査開票確定集計作業を行う。	(1) 投票結果 ①全市町から 21:30 までに報告 ②22:00 発表 (速報) ③23:00 発表 (確定) → 総務省へ報告 (2) 開票結果 ①各市町からの報告に基づき入力 ②全市町分を入力後、発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ③報道機関提供用データおよびホームページ用データを OneDrive に保存し、総括広報班とホームページ班に保存した旨を報告 ※国民審査確定集計に当たっては、小選挙区確定集計を優先させること。
	(5) 審査係	(比例代表、国民審査) 水本、柿木、小林 (小選挙区) 瓜生、中嶋 (新幹線)、井伊	①連絡班から回付された市町個票を集計係へ回付し、入力指示 (班長) ②集計係が出力した帳票を審査し、総括広報班へ回付
	(6) 総務省報告係	高木	実施要領 ( p 1、2 ) に基づき、総務省へ報告 ※開始時、国民審査投票結果集計係を担当
6	質疑班	淵本、渡邊	質疑応答

7	総括広報班	北畑課長、上野補佐	①集計、広報の総括 ②広報広聴課との連絡
8	ホームページ班	福田	当日有権者数、中間投票率、期日前投票結果、投票結果、開票中間、開票結果をホームページにアップロード
9	発表記録班 記者速報室	佐野（～20時）  広報広聴課（20時～）	発表データを各報道機関へ提供 ①紙資料の配付（県政記者室） ②一斉メール送信

投・開票速報体制配置図 (6階大会議室)

FAX: 9回線 (番号4個) 電話: 10回線 (番号8個)



#### (4) 投・開票速報用対局電話一覧

市町名	対局電話番号	FAX番号	県FAX番号	担当者	確定報告連絡用電話番号	備考
福井市	(0776) 20 - 5390	(0776) 20 - 5393	(0776) 20-0403	① 前川	(0776) 20-0681	質疑専用 電話番号 20-0404  FAX番号 (0776) 20-0405
小浜市	(080) 4423 - 1709	(0770) 53 - 3310				
越前町	(0778) 42 - 5068	(0778) 42 - 5069				
敦賀市	(0770) 21 - 7040	(0770) 21 - 7041		② 松山	(0776) 20-0682	
		(0770) 21 - 7042				
越前市	(0778) 23 - 3673	(0778) 23 - 3674				
美浜町	(0770) 32 - 0921	(0770) 32 - 0922				
大野市	(0779) 65 - 8740	(0779) 65 - 8741		③ 坂並 下在 ・	(0776) 20-0683	
南越前町	(0778) 47 - 3427	(0778) 47 - 3428				
おおい町	(0770) 77 - 4050	(0770) 77 - 1289				
勝山市	(0779) 88 - 8127	(0779) 87 - 1733		④ 交ま ・森 下	(0776) 20-0684	
鯖江市	(0778) 51 - 6427	(0778) 51 - 6428				
永平寺町	(0776) 63 - 4272	(0776) 63 - 4276				
池田町	(0778) 44 - 6000	(0778) 44 - 7454				
あわら市	(0776) 73 - 2907	(0776) 73 - 2908				
坂井市	(0776) 67 - 4691	(0776) 67 - 4697		⑤ 電振 ・島 田	(0776) 20-0685	
高浜町	(0770) 72 - 7700	(0770) 72 - 4000				
若狭町	(0770) 45 - 2594	(0770) 45 - 2595				

(注) 投票当日の有権者数、投票状況(中間・結果)、開票中間状況、開票結果すべてについて、上記のFAX番号(0776-20-0403)に報告すること。

開票結果が確定した場合は、開票中間の定時報告時刻以外の空き時間に速報用紙をFAX送信し、その後、直ちに電話により市町名、速報担当職員名および〇〇選挙が確定した旨を連絡すること。

無効投票の投票総数に占める割合が、小選挙区選出議員選挙について3.5%、比例代表選出議員選挙について7.0%を超えた場合には、無効投票の主な内訳を電話照会するので、上記報告は無効投票の主な内訳を確認した後にすること。

確定報告後においても、県選挙管理委員会からその内容について照会することがあるので、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまで、開票立会人、事務従事者等を待機させること。

なお、故障等により上記番号の通信が不能となった場合の緊急連絡FAX番号は、0776-20-0407とする。

# 28 投票用紙等配付計画

## 投票用紙等配付計画

令和3年10月19日公示、10月31日投票開票

第49回衆議院議員総選挙および第25回最高裁判所裁判官国民審査

月	日	曜日	種別	事項	配付	梱包・配付計画等
8	10	火	在外選挙用投票用紙等	令和3年8月22日まで 各市区へ配付	8月10日(火)～13日(金) 市町協議課	梱包……投票用紙等配付部数一覧表(在外投票関係分)に基づき、市町別に梱包 (総務省から令和3年8月5日(木))
9	17	金	投票用紙 点字投票用紙 船員不在者投票用紙 船員不在者点字投票用紙 船員不在者投票用紙 船員不在者投票用紙 投票用紙 郵便等による不在者投票における投票用紙(通常用) 郵便等による不在者投票における投票用紙(代理記載者用) 仮投票用紙 不在者投票証明書用封筒 不在者投票証明書(通常用) 郵便等投票証明書(代理記載該当) 選挙人名簿登録証明書 不在者投票調書 代理投票調書 在外選挙人の不在者投票に関する調書 在外選挙人の不在者投票に関する調書 投票所投票録(指定在外投票区用) 期日前投票所投票録 期日前投票所投票録(指定在外投票区用) 引継書(投票管理者) 引継書(投票立会人) 開票録 空票確認書 付せん用紙 投票記載台表示 投票区氏名揭示 投票上の注意書 点字裁判官名簿(期日前投票・不在者投票用)	9月17日(金) ～9月23日(木) 投票用紙 10月8日(金) ～10月10日(日) 配付 10月11日(月) 午前9時県庁発	梱包 ・諸用紙 ・投票用紙 1号車(4市1町) 県庁→坂井市→あわら市→永平寺町→勝山市→大野市 2号車(3市3町) 県庁→福井市→越前町→鯖江市→越前市→南越前町→池田町 3号車(2市4町) 県庁→敦賀市→美浜町→若狭町→小浜市→おおい町→高浜町	
10	11	月	投票用紙等			
10	19	火	期日前投票所・不在者投票所内名称等揭示(FAX、メール)		送信 10月19日(火) 午後8時ごろ予定	送信……順序決定のくじ後、期日前投票・不在者投票所内名称等揭示(比)をFAXおよびメールで送信
10	20	水	点字候補者名簿(期日前投票・不在者投票用)		梱包 10月20日(水) 配付(到着予定日) 10月21日(木)	梱包……投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包(県選管) 配付……宅配便利用、10月20日(水)夕方集荷
10	22	金	選挙公報 審査公報		配付 10月22日(金) 午前9時県庁発	梱包……投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包(印刷業者) 配付……1号車 県庁→坂井市→あわら市→永平寺町→勝山市→大野市 2号車 県庁→越前町→鯖江市→越前市→南越前町→池田町 3号車 県庁→敦賀市→美浜町→若狭町→小浜市→おおい町→高浜町 4-1号車 県庁→福井市 4-2号車 県庁→福井市
10	25	月	投票所内名称等揭示 投票記載所名称等揭示(記載台用) 点字候補者名簿(投票当日用) 点字裁判官名簿(投票当日用) 投票用紙等		梱包 10月25日(月) 配付 10月26日(火)	梱包……投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包 配付……10月26日(火)に開催する市町投・開票速報打合せ会議において配付

【投票用紙等配布部数一覧】

	令和3年 4月5日現在 選挙人名簿 登録者数	投票所数	1	2	3	3-2	4		5		6	7
			投票用紙 (小・比・最)	点 字 投票用紙 (小・比・最)	船員不在者 投票用紙 (小・比・最)	船員不在者 投票用紙 (点字) (最)	船員不在者 投票用外封筒 (小・比兼用)	(最)	船員不在者 投票用内封筒 (小・比兼用)	(最)	投票用外封筒 (小・比・最)	郵便等による不在 者投票用外封筒 (通常用) (小・比・最)
福井市	216,724	102	220,000	1,300							2,600	200
敦賀市	53,908	28	56,000	200	20	20	20	20	20	20	1,500	100
小浜市	24,209	14	26,000	100	20	20	20	20	20	20	400	50
大野市	27,578	25	30,000	100							500	50
勝山市	19,327	16	22,500	100							350	50
鯖江市	56,525	17	58,000	200							500	50
あわら市	23,506	17	27,000	100							500	50
越前市	65,280	32	68,500	220							700	100
坂井市	74,855	28	76,000	150	10	10	20	20	20	20	600	100
市計	561,912	279	584,000	2,470	50	50	60	60	60	60	7,650	750
永平寺町	15,405	19	16,500	50							400	50
池田町	2,212	4	2,800	5							50	50
南越前町	8,768	16	10,500	40							200	50
越前町	17,792	25	20,500	70							300	50
美浜町	8,011	7	10,000	20							200	50
高浜町	8,540	12	9,300	30	20	20	20	20	20	20	200	50
おおい町	6,765	21	8,000	50							250	50
若狭町	12,140	11	14,000	60							200	50
町計	79,633	115	91,600	325	20	20	20	20	20	20	1,800	400
予備	—	—	1,400	85	30	30	20	20	20	20	550	100
県計	641,545	394	677,000	2,880	100	100	100	100	100	100	10,000	1,250

	8 郵便等による不在者投票用外封筒 (代理記載者用) (小・比・最)	9 投票用封筒 (小・比・最)	10 仮投票用封筒 (小・比・最)	11 不在者投票証明書用封筒 (兼用)	12 不在者投票証明書 (兼用)	13 郵便等投票証明書 (通常用) (兼用)	14 郵便等投票証明書 (代理記載該当) (兼用)	15 郵便等投票証明書交付申請書 (通常用) (兼用)	16 郵便等投票証明書交付申請書 (代理記載と併せ行う) (兼用)	17 代理記載ができない選挙人に該当する旨の記載に係る申請書 (兼用)
福井市	20	2,600	300	250	250	100	50	データ納品	データ納品	データ納品
敦賀市	30	1,650	100	100	10	50	10			
小浜市	20	500	100	200	5	10	5			
大野市	10	550	100	100	100	30	20			
勝山市	10	400	100	100	10	10	10			
鯖江市	10	550	100	100	100	50	50			
あわら市	20	600	100	100	100	50	50			
越前市	10	850	200	200	10	50	10			
坂井市	10	700	100	200	10	10	5			
市計	140	8,400	1,200	1,350	595	360	210			
永平寺町	40	450	50	100	100	30	30	データ納品	データ納品	データ納品
池田町	10	100	50	50	30	20	20			
南越前町	30	300	50	50	30	30	30			
越前町	10	400	50	100	100	20	20			
美浜町	20	300	50	100	100	50	50			
高浜町	20	250	50	100	100	30	30			
おおい町	50	350	100	200	200	50	50			
若狭町	50	300	50	200	200	50	50			
町計	230	2,450	450	900	860	280	280	データ納品	データ納品	データ納品
予備	30	650	150	250	145	60	60			
県計	400	11,500	1,800	2,500	1,600	700	550			

	18 代理記載ができる 選挙人に該当 しなくなった 旨の届出書 (兼用)	19 代理記載人と なるべき者の 届出書 (兼用)	20 代理記載人と なることの 同意書および 宣誓書 (兼用)	21 障害証明書 交付申請書 (兼用)	22 郵便等による不在者 投票における投票 用紙等の請求書 (通信用) (兼用)	22-2 郵便等による不在 者投票における投 票用紙等の請求書 (特定患者用) (兼用)	23 郵便等による不在者 投票における投票 用紙等の請求書 (代理記載用) (兼用)	24 選挙人名簿 登録証明書 (兼用)	25 選挙人名簿 登録証明書 交付申請書 (兼用)	26 不在者投票 調書 (小・比・最)	27 代理投票 調書 (小・比・最)	28 在外投票に 関する調書 (小・比)
福井市								10		10	600	10
敦賀市								10		10	100	3
小浜市								5		100	100	3
大野市								10		10	800	10
勝山市								5		10	100	3
鯖江市								5		25	100	3
あわら市								10		60	100	3
越前市								5		5	100	3
坂井市								5		10	100	3
市計								65		50	50	3
永平寺町	データ納品	データ納品	データ納品	データ納品	データ納品	データ納品	データ納品	10	データ納品	5	100	6
池田町								5		10	220	3
南越前町								15		185	1,670	37
越前町								10		60	90	5
美浜町								15		20	20	3
高浜町								30		60	80	3
おおい町								20		80	100	3
若狭町								10		100	100	3
町計								115		30	50	3
予備								20		120	120	6
県計								200		100	100	10

	29 在外選挙人の不在者投票に関する書調 (小・比)	30 投票所 (小・比・最)	31 投票所 (指定在外) (小・比)	32 期日前投票 (小・比)	32-2 期日前投票 (最)	33 期日前投票 (指定在外) (小・比)	34 引継書 (投票管理者) (小・比・最)	34-2 引継書 (投票立会人) (小・比・最)	35 開票録 (小・比・最)	36 空虚確認書 (小・比・最)	37 投票用紙等受払計算書 (兼用)	38 開票結果書 (小・比・最)	39 あん分書 (小・比)
福井市	10	300	10	500	300	200	100	100	3	300	データ納品	データ納品	データ納品
敦賀市	10	100	3		30	30	30	30	6	100			
小浜市	3	60	3		30	30	60	60	5	60			
大野市	10	300	10	500	300	200	70	70	3	70			
勝山市	10	100	3		30	30	60	60	3	50			
鯖江市	3	60	3		30	50	50	50	4	60			
あわら市	3	70	3	30	40	30	30	30	3	60			
越前市	3	50	3		30	30	70	70	5	100			
坂井市	3	60	3			10	100	100	3	90			
市計	3	60	3	30	30	30	570	570	35	890			
永平寺町	6	100	7	50	40	30	40	40	5	65			
池田町	3	100	4		170	170	30	30	5	25			
南越前町	44	900	39	610	670	580	40	40	5	50			
越前町	5	50	5	15	15	15	30	30	3	70			
美浜町	3	30	3	30	30	20	30	30	5	25			
高浜町	3	60	5	100	60	60	30	30	3	30			
おおい町	3	70	3	120	120	40	120	120	6	90			
若狭町	3	30	3		30	30	70	70	6	30			
町計	3	30	3		30	30	390	390	38	385			
予備	6	70	6	70	70	70	90	90	17	75			
県計	10	60	10	70	70	50	1,050	1,050	90	1,350			

	40 付 せ ん ( 小 ・ 比 )						41 付 せ ん ( 最 )							42 投票記載 台用表示  (小・比)
	個 々 点 検						個 々 点 検							
	有効	無効	あん分	効力決定	点検集計表	投票の内訳	その1	その2	その3	その4	その5	その6	集計表 (その1~4)	
福井市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	1,500
敦賀市														600
小浜市														200
大野市	1,000	500	200	500	100	50	1,000	200	1,000	200	300	50	200	400
勝山市				500	50		1,000	300	1,000	300	300	50	150	300
鯖江市	1,000	500	200	500	50	50	1,000	300	1,000	300	300	50	200	400
あわら市							1,000	100	1,000	200	200	50	200	300
越前市	10	10	10	10	10	10	1,000	300	1,000	300	300	50	300	480
坂井市							500	100	1,500	100	100	50	300	400
市 計	2,020	1,020	420	1,520	220	120	5,510	1,310	6,510	1,410	1,510	310	1,360	4,580
永平寺町	700	250	200	250	150	100	700	150	1,000	150	300	50	150	160
池田町	200	50	50	50	50	50	400	50	400	50	100	50	50	50
南越前町	500	200	100	200	100	50	400	100	600	50	100	50	100	120
越前町	800	300	200	200	50	50	900	150	1,000	200	200	50	200	300
美浜町	500	200	200	200	50	50	400	50	600	50	100	50	50	50
高浜町	500	200	100	200	50	50	400	50	600	50	100	50	50	70
おおい町	800	200	150	150	100	100	500	100	700	100	200	50	150	150
若狭町	800	200	200	200	50	50	600	100	600	100	100	50	200	150
町 計	4,800	1,600	1,200	1,450	600	500	4,300	750	5,500	750	1,200	400	950	1,050
予 備	80	80	80	80	80	80	90	90	90	90	90	90	140	270
県 計	6,900	2,700	1,700	3,050	900	700	9,900	2,150	12,100	2,250	2,800	800	2,450	5,900

	43	44	45	46	47	48	49	50		
	投票区氏名揭示 (最)	投票上の注意書き (最)	選挙公報(小・比)審査公報(最)	不在者投票所内名称等揭示 (比)	期日前投票所内名称等揭示 (比)	投票所内名称等揭示 (比)	投票記載所名称等揭示 (比)	点字候補者等名簿(小・比)	点字裁判官名簿(最)	
								不在者投票用	期日前投票用	投票当日用
福井市	250	250	120,330	47と併せて	データ納品	250	1,500	期日前投票用と併せて	30	150
敦賀市	60	60	28,000			60	600		10	60
小浜市	40	40	12,000			40	200		3	20
大野市	60	60	13,000			60	400		6	60
勝山市	50	50	8,000			50	300		6	40
鯖江市	50	50	24,000			50	400		8	55
あわら市	40	40	12,000			50	300		8	40
越前市	75	75	29,000			96	480		10	70
坂井市	100	100	32,000			70	400		13	70
市計	725	725	278,330			0	726		4,580	0
永平寺町	40	40	7,300	47と併せて	データ納品	50	160	期日前投票用と併せて	9	40
池田町	15	15	1,100			15	50		3	15
南越前町	40	40	3,800			40	110		9	32
越前町	60	60	7,500			60	300		10	30
美浜町	16	16	4,000			16	50		3	16
高浜町	26	26	4,300			30	70		3	26
おおい町	50	50	3,500			50	150		8	48
若狭町	80	80	5,200			50	100		10	30
町計	327	327	36,700		311	990		55	237	
予備	18	18	800		63	90		21	28	
県計	1,070	1,070	315,830	0	1,100	5,660	0	170	830	